議題1

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会

部会長職務代理者の指名について(報告)

本年3月31日付けで、千葉市社会福祉協議会前会長 田辺裕雄委員が、本市 社会福祉審議会委員を退任され、本年4月1日付けで同協議会会長 竹川幸夫 委員が、本審議会委員に就任されました。

これにともない、千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項及び第9条第7項 にもとづきまして、松崎部会長により、新たに竹川委員が部会長職務代理者に指 名されましたので報告いたします。

参考

千葉市社会福祉審議会条例(平成12年千葉市条例第10号)抜粋(委員長)

第5条

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第9条

7 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会(以下「部会」という。)について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。